

2023 新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）改訂概要

2024 年 3 月

（表記について）

- ・ 2023 新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）最終更新版からの改訂は以下の赤字の通りです。なお、表現の修正などの軽微な改訂は記載を省略しています。
- ・ 四半期開示の見直し等にかかる規則改正（2024 年 4 月 1 日施行）に伴い、各種用語の変更を行っておりますが（例：「新規上場申請のための四半期報告書」→「新規上場申請のための半期報告書」、「四半期レビュー報告書」→「期中レビュー報告書」、「買収防衛策」→「買収への対応方針」等）、以下では記載を省略しております。

ページ	新	旧
34	<p>4 純資産の額（規程第 205 条第 4 号） （略） （注 1）～（注 4） （略） （注 5）申請会社が IFRS 任意適用会社である場合は、中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表 <u>（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、中間貸借対照表又は貸借対照表）</u> に基づいて算定される純資産の額に相当する額とします。</p>	<p>4 純資産の額（規程第 205 条第 4 号） （略） （注 1）～（注 4） （略） （注 5）申請会社が IFRS 任意適用会社である場合は、中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額とします。</p>
34	<p>5 利益の額（規程第 205 条第 5 号） （略） （注 1） （略） （注 2）申請会社が IFRS 任意適用会社である場合は、連結損益計算書等 <u>（審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、損益計算書）</u> に基づいて算定される利益の額に相当する額（税引前利益の額を基礎として計算します）とします。 （注 3）・（注 4） （略）</p>	<p>5 利益の額（規程第 205 条第 5 号） （略） （注 1） （略） （注 2）申請会社が IFRS 任意適用会社である場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額（税引前利益の額を基礎として計算します）とします。 （注 3）・（注 4） （略）</p>
152	<p>②市場区分の変更に係る手続き （略） （注 1）・（注 2） （略） <u>（注 3） 幹事取引参加者による上場適格性調査に関する調査報告書を提出する場合で、かつ、以下のいずれかに該当する場合等は、審査期間を 2 か月とすることが可能です。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新規上場からの経過年数が 3 年以内であり、申請会社の上場以降の組織体制や事業内容等に大きな変化が見られない場合</u> ・ <u>最近 5 年間（「最近」の計算は、市場区分の変更申請日を起算日としてさかのぼります。）において、たとえば、実効性の確保に係る措置やその他上場管理上の措置の適用を受けていない場合</u> （注 4）・（注 5） （略）</p>	<p>②市場区分の変更に係る手続き （略） （注 1）・（注 2） （略） （新設） （注 3）・（注 4） （略）</p>

ページ	新	旧
155	<p>3 市場区分の変更審査の内容 (略)</p> <p>なお、会社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から当取引所が適当と認める場合には、「企業経営の健全性」、「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」、「企業内容等の開示の適正性」、「その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項」の審査基準に適合するものとして取り扱います(ガイドラインⅦ(1))。具体的には、最近5年間(「最近」の計算は、市場区分の変更申請日を起算日としてさかのぼります。)において、たとえば実効性の確保に係る措置(規程第503条から第509条までの規定に基づき行われる措置をいいます。)やその他上場管理上の措置の適用を受けていない上場会社が申請を行う場合には、「企業の継続性及び収益性」を中心に審査します。その場合、Ⅱの部及びその添付書類を一部省略することができます(ただし、<u>スタンダード市場への市場区分の変更申請日が、グロース市場への新規上場日から起算して3年を経過していない会社を除く</u>)。自社が当該取扱いの対象となるかどうかは、相談窓口へのお問い合わせによって確認いただけます。ただし、Ⅱの部の記載事項等を一部省略した場合も、審査で必要と判断した場合は「企業経営の健全性」、「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」、「企業内容等の開示の適正性」、「その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項」について確認することがありますのでご注意ください。(略)</p>	<p>3 市場区分の変更審査の内容 (略)</p> <p>なお、会社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から当取引所が適当と認める場合には、「企業経営の健全性」、「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」、「企業内容等の開示の適正性」、「その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項」の審査基準に適合するものとして取り扱います(ガイドラインⅦ(1))。具体的には、最近5年間(「最近」の計算は、市場区分の変更申請日を起算日としてさかのぼります。)において、たとえば実効性の確保に係る措置(規程第503条から第509条までの規定に基づき行われる措置をいいます。)やその他上場管理上の措置の適用を受けていない上場会社が申請を行う場合には、「企業の継続性及び収益性」を中心に審査します。その場合、Ⅱの部及びその添付書類を一部省略することができます(ただし、グロース市場への新規上場から3年を経過していない会社を除く)。自社が当該取扱いの対象となるかどうかは、相談窓口へのお問い合わせによって確認いただけます。ただし、Ⅱの部の記載事項等を一部省略した場合も、審査で必要と判断した場合は「企業経営の健全性」、「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」、「企業内容等の開示の適正性」、「その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項」について確認することがありますのでご注意ください。(略)</p>

- ・ 2023 新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）最終更新版からの主な改訂を、追加・削除は赤字で表記しています。
- ・ 市場区分の変更申請にかかる提出書類も同様の改訂を行っておりますが、以下では記載を省略しております。

ページ	新				
170	(記号表記・規程の記載について)				
	○	<u>元引受（幹事）証券会社に Target にてご提出いただきます。Target を利用できない場合は、書面でご提出ください。</u>			
171～ 174	提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
	全ての申請会社にご提出いただく書類				
	上場申請日	(略)	(略)	(略)	(略)
	〃	上場適格性調査に関する報告書※◎■○	(略)	(略)	(略)
	〃	<u>四半期決算短信◆▼</u>	<u>基準事業年度の翌事業年度の第1及び第3四半期累計期間に関するもの。上場申請後に決算が確定した場合は、作成後遅滞なく提出（TDnetに開示している場合は提出不要）。</u>	<u>1部</u>	<u>IIの部 記載要領XI（19）</u>
上場承認まで	上場適格性調査に関する報告書※■○	(略)	(略)	(略)	
179～ 181	公募売出し・公開価格決定等に係る提出書類 (略)				
	提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
	有価証券の公募・売出しを行う場合（他市場、直接上場銘柄共通）				
	上場申請後遅滞なく	公募又は売出予定書※◎■	(略)	(略)	(略)
	〃	<u>同意書○</u>	<u>公募又は売出予定書に係る同意書。</u>	1部	
申込期間終了の日から起算して3日目（休業日を除く。）の日まで	公募又は売出実施通知書※◎■○	(略)	(略)	(略)	

ページ	新																								
上場に際して公募・売出しを行う未上場会社でブック・ビルディングを行う場合																									
上場承認まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
〃	委託販売団組成事務委託契約申込書※◎■○	(略)	(略)	(略)	(略)																				
上場に際して立会外分売を行う場合																									
上場申請後遅滞なく	数量制限付分売予定書※◎■	(略)	(略)	(略)	(略)																				
分売の日から起算して3日目(休業日を除く。)の日まで	数量制限付分売後の株式等の分布状況表※◎■	(略)	(略)	(略)	(略)																				
上場に際して公募・売出しを行わない未上場会社の場合																									
上場申請日	新規上場申請に係る内国株券等の評価額算定書◎○	(略)	(略)	(略)	(略)																				
〃	新規上場申請に係る内国株券等の流動性確保に関する報告書◎○	(略)	(略)	(略)	(略)																				
上場日1週間前まで	新規上場申請に係る内国株券等の流通参考値段報告書◎○	(略)	(略)	(略)	(略)																				
その他提出資料 (略)																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出時期</th> <th>提出書類</th> <th>備考</th> <th>部数</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">上場日が基準事業年度の末日の翌日以後3か月を経過した後となる場合</td> </tr> <tr> <td>遅滞なく</td> <td>新規上場申請のための四半期報告書</td> <td>基準事業年度の翌事業年度にかかる第1四半期に関するもの。四半期レビュー報告書は承認時まで提出。</td> <td>1部</td> <td>規則第206条(9) a</td> </tr> <tr> <td colspan="5">上場日が基準事業年度の末日の翌日以後9か月を経過した後となる場合</td> </tr> </tbody> </table>						提出時期	提出書類	備考	部数	根拠	上場日が基準事業年度の末日の翌日以後3か月を経過した後となる場合					遅滞なく	新規上場申請のための四半期報告書	基準事業年度の翌事業年度にかかる第1四半期に関するもの。四半期レビュー報告書は承認時まで提出。	1部	規則第206条(9) a	上場日が基準事業年度の末日の翌日以後9か月を経過した後となる場合				
提出時期	提出書類	備考	部数	根拠																					
上場日が基準事業年度の末日の翌日以後3か月を経過した後となる場合																									
遅滞なく	新規上場申請のための四半期報告書	基準事業年度の翌事業年度にかかる第1四半期に関するもの。四半期レビュー報告書は承認時まで提出。	1部	規則第206条(9) a																					
上場日が基準事業年度の末日の翌日以後9か月を経過した後となる場合																									

183・
184

ページ	新				
	遅滞なく	新規上場申請のための四半期報告書	基準事業年度の翌事業年度にかかる第1、第2及び第3四半期に関するもの。四半期レビュー報告書は承認時まで提出。	1部	規則第206条(9)a、b、e

以上